

R3.11.19(金) 14時～

第2回 越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

**令和3年度第2回
越谷市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会 資料**

目 次

	ページ
議事（１）第３次越谷市地域福祉計画 重点事業の進捗状況について ……	１～３
議事（２）重層的支援体制整備事業について ……	４～１０
３ その他 ……	１１

議事(1)第3次越谷市地域福祉計画 重点事業の進捗状況について

○第3次越谷市地域福祉計画 重点事業について

3つの基本目標を達成し、本市の地域福祉を推進するため、基本目標ごとに重点事業を1つ紐づけ

基本目標1

市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

重点事業1

福祉SOSゲーム等を活用した地域力の向上

基本目標2

適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します

重点事業2

地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出

基本目標3

市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

重点事業3

分野横断型の包括的な相談支援体制の構築

○各重点事業の進捗状況

重点事業① 福祉SOSゲーム等を活用した地域力の向上

【目的】

- ・福祉課題への対応策についてグループワークを行う「福祉SOSゲーム」を用いて、地域の福祉資源や課題の共有と助け合いの意識醸成を図ること。

【進捗状況】

- ・地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等を対象に、年間10回（令和3年度から7年度の間に合計50回）グループワーク研修を開催することを目標としている。
- ・令和3年度は、コロナ禍の影響で、まだ未実施。今後の感染状況に注視しながら、開催可能な状況になったら、積極的に実施予定。



福祉SOSゲーム研修会の様子

重点事業② 地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出

【目的】

- ・ 地域福祉や相談支援等に関わる個人や団体・組織同士の連携強化のため、交流・連絡の機会を創出し、相談支援機関の支援の幅とネットワークを広げること。

【進捗状況】

- ・ 交流・連絡会発足のために、こういったメンバーを集めるか協議するための「準備会」を下記のとおり実施。
- ・ 準備会で出た意見を踏まえながら、**下記団体を中心に、今年度中に第1回の交流・連絡会を実施予定。**

地域福祉に係わる関係団体 交流・連絡会 準備会の概要

【日時】 令和3年(2021年)10月5日(火) 14時～15時45分

【参加団体】

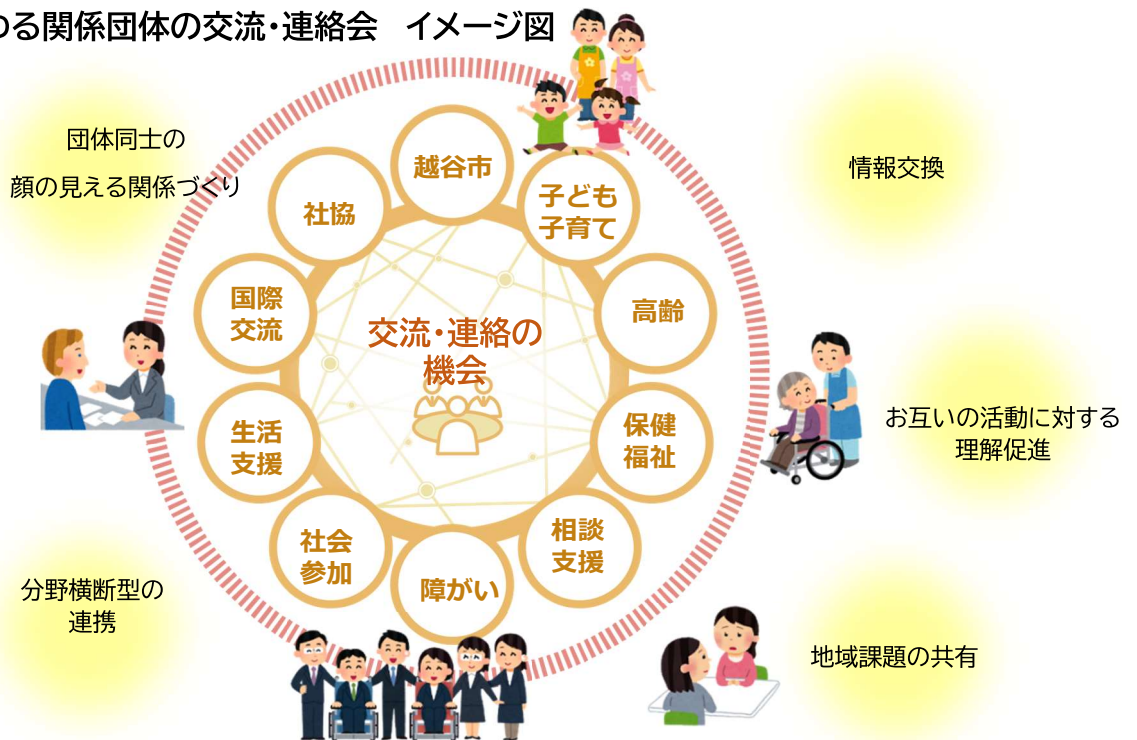
団体名	分野
地域包括支援センター大袋	高齢
越谷市障害者等相談支援事業所 (西部・南部・北部 計3か所)	障害
越谷市生活自立相談よりそい	生活困窮
越谷市ボランティア連絡会	ボランティア
NPO法人子育てサポーター チャオ	子育て
越谷市社会福祉協議会	地域福祉

(越谷市国際交流協会も参加予定だったが、都合により欠席)

【準備会の概要】

第3次越谷市地域福祉計画の概要についての説明と、交流・連絡会の参加団体についての意見聴取を行う。

地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡会 イメージ図



重点事業③ 分野横断型の包括的な相談支援体制の構築

【目的】

- ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などに対する分野ごとの相談窓口では対応が困難で、課題が複雑化・複合化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策について協議する「庁内連携会議」を用いて課題解決を目指すこと。

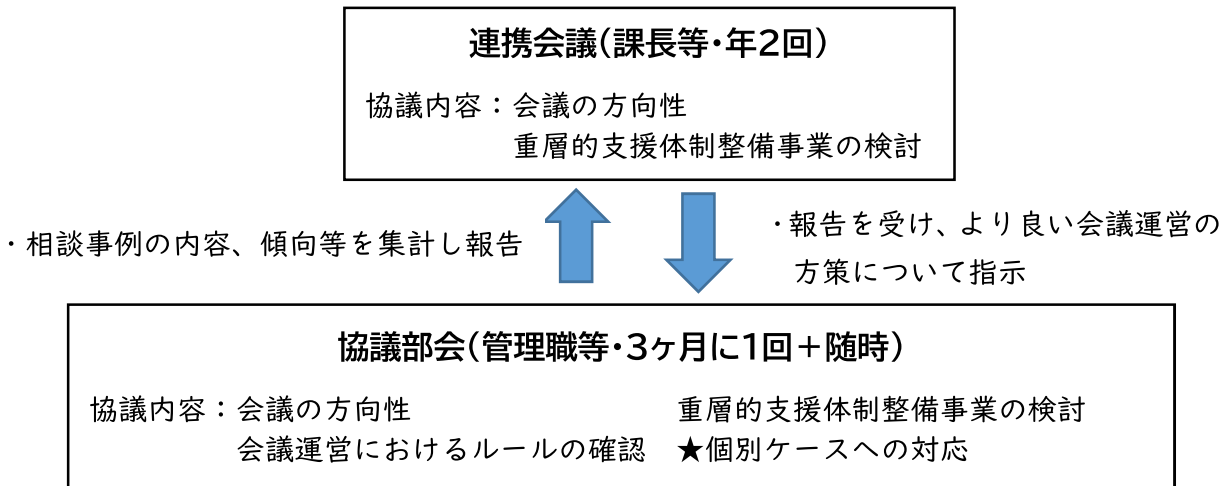
【進捗状況】

- ・令和3年8月に「越谷市地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」を、
 - ①課長級会議（方針や方向性を協議）
 - ②管理職・係長級会議（複合事案に関するケース事例について検討）
 の2部構成として発足。会議構成課、会議の関係性の概要は下記のとおり。
- ・それぞれの会議を2回開催し、今後の方向性や会議開催のルールを検討済。今年度中にケース事例の検討会を実施予定。

越谷市地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議 構成課

部	課	所管業務
地域共生部	地域共生推進課	調整・制度設計
	地域包括ケア課	地域包括支援センター
福祉部	福祉総務課	民生委員・児童委員
	生活福祉課	生活自立相談「よりそい」
	障害福祉課	障がい者等相談支援センター
子ども家庭部	子ども施策推進課	地域子育て支援センター
	子ども福祉課	子ども安全室
保健医療部	健康づくり推進課	子育て世代包括支援センター
	こころの健康支援室	こころの健康相談
市民協働部	くらし安心課	なんでも相談窓口
学校教育部	教育センター	教育相談

課長級会議と管理職・係長級会議の関係



議事(2) 重層的支援体制整備事業について

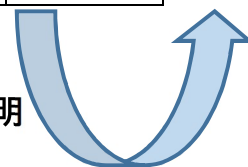
1. 重層的支援体制整備事業とは

- ・地域共生社会の実現に向けて、市町村が取り組む事業。
- ・下表の事業を一体的に実施することで、複雑で複合的な課題を抱えた人に対し、課題解決に向けた継続的な支援が可能になる。

※重層的支援体制整備事業 概要

事業名		事業内容	本市実施 (案)
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ 	p. 6
	(新) 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う(全体調整、マネジメント) ・支援関係機関の役割分担 	p. 8
	(新) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける 	
II 参加支援	(新) 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・定着支援と受け入れ先の支援 ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す 	
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化 	p. 7

※6ページ目以降で
各事業の内容を説明



2. 重層的支援体制整備事業の意義(国の方針)

(1)市町村全体の関係支援機関で包括的な支援体制を構築する

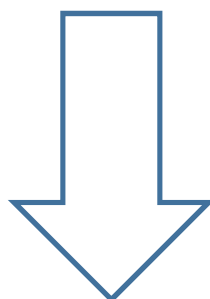
- ・すべての住民を対象に、既存の支援関係機関を活かしてつくる。
- ・新しい窓口をつくるものではない。

(2)市町村・支援機関の連携強化につながる

- ・今一度地域共生社会の理念を共有し、包括的な支援体制の構築を目指すことで、多様な分野と連携したソーシャルワーク・仕組みづくりが推進できる。

(3)重層的支援体制整備事業としての財政支援

- ・今まで市町村が分野ごとに要求していた費用について、一括交付することで、分野ごとで定められていた相談支援機関の機能を超えた支援が可能になる。



これらを踏まえて…

3. 越谷市の基本方針(案)

- ・重層的支援体制整備事業を、令和4年度から実施していきたい
- ・包括的相談支援事業、地域づくり事業は従前のおり(各所管課で対応)
- ・多機関協働、アウトリーチ、参加支援を社協へ委託(CSW)

4. 実施内容(案)

(1) 包括的相談支援事業

【業務内容】

- ・相談を受け止め、必要に応じて多機関協働事業につなぐ。

【現状】

- ・下表のとおり、分野別の相談窓口で対応しており、地域に根付きつつある。

※分野別相談支援機関 概要

分野	か所数	相談実績 (R2 年度)
高齢	地域包括支援センター 12か所	49,365件
障害	障害者相談支援センター 4か所	19,697件
困窮	自立相談支援(よりそい) 1か所	(新規相談受付)2,036件
児童	地域子育て支援センター 14か所	(育児相談件数)1,271件
	子育て世代包括支援センター+α	(母子健康手帳の交付総数)2,502件



【今後の方針】

- ・当該相談支援機関に重層的支援体制整備の「断らない相談」の概念を理解してもらい、引き続き支援を行ってもらう。
- ・相談ケースのうち、1つの窓口では解決できない複雑で複合的な課題を抱えたケースは、多機関協働事業につなぎ対応する。

(2)地域づくり事業

【業務内容】

- ・様々な交流の場を整備する。

【現状】

- ・下表のとおり、様々な地域づくり支援が行われている。

※地域づくり事業 実施状況

分野	事業名	内容	実績
高齢者	生活支援体制整備事業	地域のちょっとした困りごとを地域住民同士の支え合いにより解決するため、13 地区ごとに会議体を設置し、実施する内容について協議している。	平成 30 年度から令和 2 年度までに 8 地区設置済。令和 4 年度までに全 13 地区で設置予定。
	一般介護予防事業	地域で介護予防に関する知識や体操の指導ができる介護予防リーダーを養成するとともに、リーダーが自治会館等で通いの場を立ち上げるための支援を実施している。	市内の通いの場 32 か所×25 人(1 か所あたりの平均参加者数) = 800 人
障がい	地域活動支援センター事業	障がい者等が、地域社会の中で自立した社会生活を営むことができるよう、生産活動の機会を提供する地域活動支援センターを設置(補助事業)している。	令和 2 年度登録者数:132 人 (市内施設 2 か所・122 人、市外施設 7 か所・10 人)
児童	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭などの交流の場として地域子育て支援センターや子育てサロンを設置し、相談、サークルの育成・支援、講座などを実施し、子育て家庭の支援等を行っている。	地域子育て支援センター公立 3 か所、民間 11 か所と子育てサロン 5 か所を設置。 令和 2 年度は、子育て講座の延べ参加者数が 6,331 人、育児相談件数が 1,366 人であった。

【今後の方針】

- ・引き続き各担当課が事業を推進しながら、支援が必要な方が必要に応じ利用できるよう、連携強化に努める。

(3)多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業

【業務内容】

- ・重層的支援体制整備に伴う新規事業。複雑・複合的な課題を抱えている人に対して、継続的な関わりを持ち支援を行う。

【現状】

- ・本事業は、令和3年4月の法改正で新たに位置づけられた。本市は未実施のため、狭間の課題に対する実施主体が明確ではない。

【今後の方針】

- ・この3事業は、一体的な実施かつ、福祉に関する専門知識や地域とのつながりが重要であることから、越谷市社会福祉協議会に委託予定(CSWとしての役割を期待)

※CSWとは…

コミュニティソーシャルワーカーの略。地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。

※参考:令和3年度から実施している他市町村の状況

中核市 令和3年度から実施 8市 (令和3年7月大分市調査 62市対象)

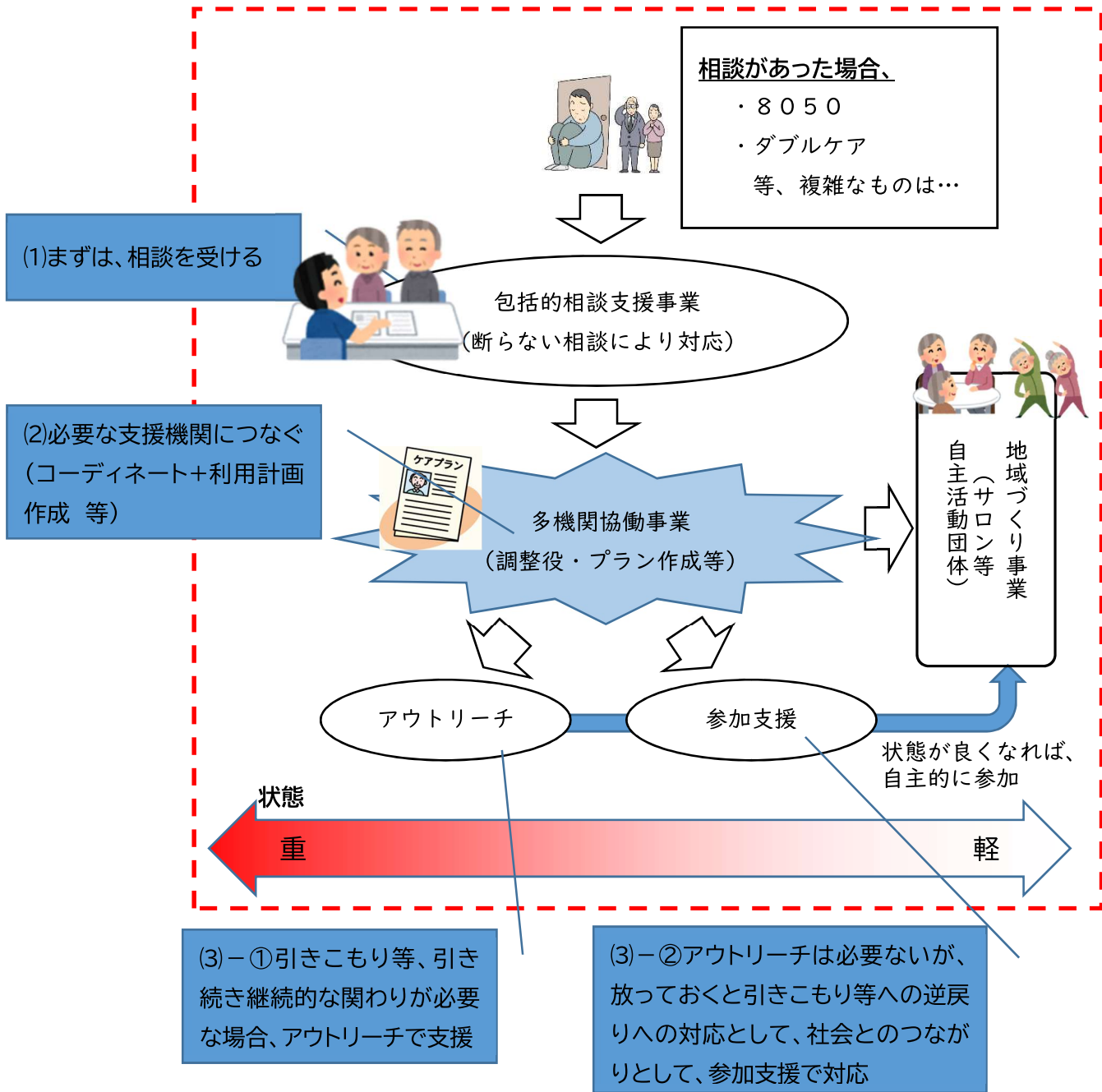
※ただし、R4の実施表明は18市

実施主体として、多機関協働事業などは、**社協へ委託をベース**

	多機関協働	アウトリーチ	参加支援
川崎市		社協	社協
八王子市	社協	社協	社協
岡崎市		社協	社協
豊中市	社協	社協	
和歌山市	社協	社協	社協
松江市	社協	社協	社協
久留米市	社協	社協	
豊田市	地域包括支援センターなど、複数の事業所に委託		

県内 令和3年度から実施 2市(川崎市、鳩山町)

※重層的支援体制整備事業実施時フロー



※重層的支援体制整備事業の対象となるような事例は次ページのとおり

○対象となるようなケース事例

(1) 家族構成・世帯状況

母、子ども3人（17歳長女、16歳次男、11歳男児）の4人家族。

母：50代 鬱病。受診中断により服薬できていない。

家事は一切せず、長女を頼っている。

家がゴミ屋敷化して困っている。

長女：17歳 特別支援学校に在学中だが、学校に通えていない。卒業後は就Aに通うことが決まっている。

次男：16歳 不登校状態

（近隣に母の両親と長男がいるが、両親が要介護状態であり、頼ることはできない。）

(2) サービス利用状況

- ・生活保護費受給
- ・障害者手帳2級（所持者は母。更新手続きできていない）
- ・障害ヘルパー（家事サービスを活用したいが、ゴミ屋敷状態が解決しないと難しい）

(3) 関わった関係機関

- ・生活福祉課
- ・障害福祉課
- ・障害者等相談支援事業所
- ・市社協
- ・民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティア など

(4) 相談概要

相談経路：自宅がゴミ屋敷化していることを生活福祉課に相談。ゴミ屋敷問題を担当する課は決まっていないため、生活福祉課が越谷市社会福祉協議会に相談・協力を求める。

対応内容：

市社協がゴミ撤去の業者を活用するための資金を調べるが、市社協・県社協では支出することができなかった。そのため、内外問わずマンパワーを募り、無償で解決策を探ることとなる。

⇒障害者等相談支援事業所が関係機関に声をかけ、生活福祉課2名、南部障害者等相談支援事業所3名、市社協2名、民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティアで、ゴミ撤去の作業を行った。

一定の作業は行えたが、まだ家事サービスを活用できるレベルには達しておらず、継続的な作業及び世帯への支援が必要な状態である。

重層的支援体制整備事業が実施された場合には…

多機関協働事業者が、対応方法について調整を図り、円滑な支援につなぐことが可能になる。

3 その他

- ・令和4年度からの重層的支援体制整備事業実施に向けて、実施計画の策定が必要。
(社会福祉法第106条の5)
- ・令和3年度第3回越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(令和4年1月下旬から2月上旬ごろを予定)にて、同計画の内容について協議予定。

※参考:社会福祉法第106条の5

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

※参考:実施計画 記載項目

- ①基本方針
 - ②各事業の提供体制に関する事項
 - ③事業目標
 - ④関係機関の一体的な連携に関する事項
- ※重層的事業開始時は、②・④のみでも可能